

事業主の皆さま

仕事と治療の両立がしやすい求人にご理解とご協力をお願いします

近年、医療技術の進歩等により、がんや肝炎、糖尿病等の長期にわたる治療を受けながら就職を希望される方は増加しており、ハローワークの窓口では、対象者への職業相談等を実施しています。

支援の対象者は概ね、手術等の治療が一段落して手術後の抗がん剤投与に伴う通院や2～3か月に1回程度の経過観察による通院をしている方です。

このような求職中の方に対して、



- 通院等が可能な休日・休暇設定のある求人
(平日休み・有給休暇や時間休暇の積極的な取得を推進している企業の求人等)
- 軽作業など身体への負担が少ない業務内容の求人
- 支援対象者の希望に応じて勤務日・勤務時間等の労働条件を柔軟に設定することが可能な求人
- 産業医が選任されている事業所の求人 等

事業主の皆様の**プラスワン**の配慮が可能な求人について、**仕事と治療の両立が可能な求人**（以下「**長期療養者両立求人**」）として、求人情報を積極的にPRすることができます。

今、長期療養者の採用が求められています！

人手不足の状況下において、業務経験や必要なスキルのある長期療養者の採用は、企業の事業継続・発展の支えになります。



長期療養者両立求人は専用求人ではありませんので、通常の求人の申込み・更新の際に「長期療養者の方も応募いただける（相談に応じる）」旨を伝えていただくだけでOKです！

求人者マイページの場合は「**求人情報を編集**」機能により、**求人に関する特記事項欄**に「**仕事と治療が両立しやすい求人**」の文言をご入力ください！

両立求人として公開すると…

対象の求職者の方がハローワークの窓口での相談時等に、希望に沿った求人として見つけやすくなり、応募に繋がります。



長期療養者両立求人についてのQ & Aは裏面へ





Q 1. 長期療養者両立求人にするとうなるのでしょうか？

長期療養者両立求人にするとう、求人検索時及び窓口での職業相談時等に対象求人を探している求職者の方が、該当求人として探しやすくなり、応募の増加に繋がります。

Q 2. 専用の求人として出さないといけないのでしょうか？

いいえ、専用求人とする必要はありません。通常の求人の公開内容に「**長期療養者両立求人**」としての情報を**プラスワン**するだけです。求人申込書の提出時（または求人更新時）に「**長期療養者の方も応募いただける（相談に応じる）**」旨を伝えていただくだけでOKです。求人者マイページの場合は「**求人情報を編集**」機能により、**求人に関する特記事項欄**に「**仕事と治療が両立しやすい求人**」の文言をご入力ください。

Q 3. パートタイムなどの短時間雇用の求人でないといけないのでしょうか？

いいえ、フルタイムの求人でも可能です。「平日に通院がある場合には通院の為の時間や日にちの配慮」等が可能であれば、フルタイム・パートタイムの制限はありません。

Q 4. 長期療養者相談窓口を利用されている求職者の方を別枠の採用枠として選考しなくてはならないのでしょうか？

いいえ、そのような制限はありません。貴事業所の採用計画に基づいた採用枠で選考していただければ構いません。

Q 5. 長期療養者両立求人にすることで事業主が助成金を受けられる制度などはあるのでしょうか？

大変申し訳ありませんが「**長期療養者両立求人**」専用の助成金の制度はありません。事業主の皆さまのご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。
 （なお、他の助成金等の対象者となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお尋ねください。）

＼ プラスワンの配慮で貴重な人材の確保へ！ ／

■ 問い合わせ先

右記大阪労働局HP(長期療養就職支援事業ページ)に記載のハローワークへご確認ください。

求人に関すること ▶ 求人部門

長期療養者の求職に関すること ▶ 職業相談部門
 (梅田所のみ専門援助部門)

▼ 参考



長期療養就職支援事業
 (大阪労働局HP内)



治療と仕事の両立について
 (厚生労働省HP内)